

国立高等専門学校に入学を志願する皆様へ

独立行政法人国立高等専門学校機構

災害救助法適用地域における災害で被害を受けた
志願者への検定料免除について

独立行政法人国立高等専門学校機構では、国立高等専門学校入学者選抜について、下記のとおり検定料免除を実施します。

記

1. 対象者

前年度の入学者選抜試験実施日から、当該年度の入学者選抜試験実施日の前日までの間（新設の種類の試験にあっては、当該年度）に被災し、以下の①又は②に該当する入学志願者

- ① 本人または学資負担者が、災害救助法の適用を受けた地域で被災し、居住する家屋が半壊以上（床上浸水を含む。）の被害を受けた場合
- ② 学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、死亡（行方不明を含む。）した場合

2. 申請方法

入学を志願する高等専門学校に検定料免除を申請する旨を連絡(※)し、以下の書類を提出してください。

<申 請 書>

- ・検定料免除申請書（国立高等専門学校所定の様式）

<添付書類>

- ・罹災証明書等（上記①の申請を行う場合）
- ・死亡診断書等（上記②の申請を行う場合）

(※)この申請を行う場合、検定料の納付は不要です。Web 出願の事前登録を行う場合は、志願先の高等専門学校の指示に従って行ってください。

ただし、添付書類の提出が困難な場合は、検定料を納付したうえでの申請が必要です。（後日、提出した書類によって要件を満たすことが確認された場合、還付請求書の提出により返還が行われます。）

3. 入学料・授業料

入学料・授業料についても、家計状況及び被災状況により、免除又は徴収が猶予される場合があります。

4. その他

申請手続き等は、志願先の国立高等専門学校へお問い合わせください。

【問い合わせ先】〒193-0834
東京都八王子市東浅川町 701-2
独立行政法人国立高等専門学校機構
本部事務局学務課入学試験係
電 話 042-662-3142